

都市の風致を維持するため、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などに指定します。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為については、市長の許可が必要です。

許可を要する行為

- 1 宅地の造成・土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 2 木竹の伐採・土石の類の採取・水面の埋立てまたは干拓
- 3 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築・改築・増築または移転
- 4 建築物等の色彩の変更
- 5 屋外における土石等の堆積

風致地区内の建築制限

第一種風致地区	高さ制限	建蔽率	壁面の位置の制限
	10m以下	20％以下	道 路 側 3 m 以 上 そ の 他 1 . 5 m 以 上

（青梅市風致地区条例）